

手続	手続詳細	業務内容
親族（相続）関係図作成	戸籍謄本等取得	生まれた時から現在までの戸籍謄本、および親族の戸籍謄本を取得します
	親族関係図作成	取得した戸籍謄本に基づき、親族関係図を作成します
	相続関係図作成	取得した戸籍謄本に基づき、相続関係図を作成。法務局で相続情報一覧図を取得します
財産目録作成	課税評価証明取得	①土地、建物の課税評価証明書を取得します
	土地建物全部事項証明書取得	②土地、建物の全部事項証明書を取得します
	銀行残高証明取得	③各銀行から残高証明を取得します（※相続手続きの場合のみ）
	財産目録作成	①②③に基づき財産目録を作成します
遺言書文案作成		<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係図、および財産目録を元に、誰に何を残したいのか分配方法についてご検討いただきます（お望みの場合はどうすれば円満相続につながるような形になるのか、ご相談に乘ります） ・ご検討いただいた内容をもとに、遺言書の文案を作成いたします（文案は、法務局での自筆証書遺言保管制度にも対応できる形で作成いたします） ・自筆証書遺言作成パックの場合は、文案をもとに自筆証書遺言書を作成していただきます。
公正証書遺言作成手続		<ul style="list-style-type: none"> ・公正役場との打ち合わせはこちらで行います ・作成当日に公正役場での公正証書遺言作成のお手続きをお願いいたします ・作成当日は公正証書作成の証人として、当方から1名同行いたします <p>※公正役場での証人は2名必要です。もう1名必要な場合は11,000円（税込）で同行承ります</p>
遺言執行		<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書を作成された方に定期的なアフターフォローを行います（頻度は相談させていただきます） ・遺言書を作成された方がお亡くなりになった旨をご連絡いただき次第、任務を開始します ・遺言執行者として、相続人の調査、財産調査を行い、遺産を分割、遺言書に記載してある内容を具体的に実現させるためのお手続きを行います
遺産分割協議書作成		<ul style="list-style-type: none"> ・相続関係図、および財産目録を元に、誰に何を残したいのか分配方法についてご検討いただきます（お望みの場合はどうすれば円満相続につながるような形になるのか、ご相談に乘ります） ・ご検討いただいた内容をもとに、遺産分割協議書の文案を作成いたします ・文案内容に問題がなければ、相続人全員に記名・実印の押印をしていただきます
金融機関相続手続		遺産分割協議書に記載してある内容に基づき遺産を分割するため、預金の解約や名義変更などのお手続きを行います
家族信託コンサル	家族信託コンサル	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような形の家族信託をお望みなのか、ご家族へのヒアリングを行います ・ヒアリングに基づき家族信託・家族信託の仕組みの設計を行います
	家族信託契約書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・信託契約書の作成を行います ・信託口座を開設する際の金融機関との交渉を行います ・信託財産に不動産が含まれている場合は、不動産登記申請が必要になるため、司法書士をご紹介いたします
死後事務委任コンサル	死後事務委任コンサル	どのような形の死後事務をお望みなのか、ヒアリングを行います
	死後事務委任契約書作成	ヒアリングに基づき、死後事務委任契約書の作成を行います
	死後事務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアフターフォローを行います（頻度は相談させていただきます） ・契約者様がお亡くなりになった旨を把握し次第、任務を開始します ・契約書に記載してある内容を具体的に実現させるためのお手続きを行います